

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

諫早市長 大久保 潔重

市町村名 (市町村コード)	諫早市 (42204)	
地域名 (地域内農業集落名)	飯盛地域 (江ノ浦)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月29日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・江ノ浦集落の橘湾沿いの丘陵地帯では、特産野菜・花き(ニンジン、馬鈴薯、ダイコン、カボチャ、キュウリ、イチゴ、菊、カーネーション、生姜)を主体とする畑地帯となっており、その圃場整備率が高く、効率的な農作業と低コスト化が図られている。また、施設花き(カーネーション等)も盛んであり、水稻については開地区を中心に作付がされている。

・他の地区より高齢化は進んでいない。江ノ浦集落の圃場整備地区で、比較的若い世代が就農しているためである。

・今後は後継者不足により、後継者未定等の農地が生じてくる。

・圃場整備地区以外では、農地の集積が進んでおらず、集落間での差がある。

・同じく、圃場整備地区以外では、中山間など耕作条件の悪い農地(田・畑)が多く、荒廃農地などが増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

特産野菜・花きを主体とする畑地帯は圃場整備率が高く、かん水省力化や大型機械による効率的な農作業を推進して低コスト化を図る。水田については農作業機械の共同利用や大型農業機械による農作業の受委託等を推進して低コスト化を図る。また、スマート農業等の導入により生産性の向上を図ることで経営を安定化させ、担い手を確保していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	384 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	384 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

中山間地域等直接支払交付金対象集落、多面的機能支払交付金対象組織の区域を中心に農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
土地改良区等と連携して中間管理制度の周知を図りながら、中心経営得体へ農地の集約化を行っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
飯盛地区を重点実施地区とし、土地改良区を通して、中間管理制度の周知と、対象地区内の受け手(担い手)とのマッチングを行い、集積を進めて行く。 また、圃場整備未実施地区においても、農地中間管理制度についての周知を図り、受け手(担い手)とのマッチングを行い、集積を進めて行く。
(3) 基盤整備事業への取組方針
圃場整備実施地区において、畑作物の高位安定と品質向上等のために、畑地灌漑施設の整備や水利施設の維持を行い、農業経営の安定化を目指す。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
中間管理事業の配分解約等があった場合は、市・農地利用最適化推進委員及び土地改良区と連携をしながら、地域の内外から広く経営体を求め、地域内での定着と育成を図っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
今後も協議の場において検討を継続する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
 ③経営効率の向上のため、積極的にスマート農業に取り組む。
 ⑩特産化作物の導入方針として、ばれいしょ、にんじんなどの特産作物や、カーネーションや菊などの施設花き、畜産団地としての育成確保をする。